

船舶インシデント調査報告書

令和6年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年10月22日 18時55分ごろ
発生場所	香川県土庄町 ^{しかい} 四海漁港北西方沖 四海港12号防波堤灯台から真方位306° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 31.6′ 東経134° 08.7′)
インシデントの概要	プレジャーボートこうは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年12月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート こう、0.9トン 271-19742岡山、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力26.50kW、回転数 毎分3,050、2気筒、ボア91.5mm、使用燃料軽油、機関製造 年月日不詳、昭和62年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、四海漁港南西方沖の釣り場で釣りを行った後、帰途についた。</p> <p>船長は、警報が鳴って主機のオーバーヒート警告灯が点灯したので、停船して機関修理業者に携帯電話で状況を説明して対応を聞いたところ、帰航することは不可能との助言を受けた。</p> <p>船長は、機関修理業者と携帯電話で話していたところ、通話の状態が悪くなって通話が途切れ、同業者によって118番通報され、海上保安庁からの着信を受けて救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航されて四海漁港に到着し、翌日、機関修理業者によって破損していた‘冷却海水ポンプのインペラ’（以下「本件インペラ」という。）が交換され、出発地に帰航した。</p> <p>船長は、本船を約30年前に中古で購入し、主機の取扱説明書が付いておらず、本件インペラの交換時期を知らなかった。また、本件インペラが、交換から約5年が経過すると冷却海水の吐出量が少なくなるので、その都度交換しており、前回、約3年前に交換していたので、本件インペラが破損することはないと思っていた。</p> <p>主機製造事業者が所有していた取扱説明書には、インペラを交換し</p>

	<p>てから1年が経過するか、稼働時間が1,000時間に達した時点で、本件インペラを交換するよう記載されていた。</p>
分析	<p>本船は、本件インペラが推奨される交換時期を超えて使用されていた中、航行中、本件インペラが破損したことから、冷却海水が送水できず、主機が過熱して運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本件インペラは、推奨される交換時期を超えて使用されていたことから、経年劣化により破損した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船を中古で購入した際、取扱説明書を読んでいなかったことから、本件インペラの交換時期を知らなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本件インシデントは、本船が、本件インペラが推奨される交換時期を超えて使用されていた中、航行中、本件インペラが破損したため、冷却海水が送水できず、主機が過熱して運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、メーカーによって定められたインペラ等の交換時期を把握し、推奨に従って交換すること。 ・ 船長は、中古船を購入した際に取扱説明書が付いていない場合、メーカーに依頼して新たに取り寄せること。